

地域包括支援センターあさひ 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

当事業所は、契約者に対し介護保険法に基づく介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの具体的な内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1. 開設者

開設者の名称	社会福祉法人 朝日ぶなの木会
種別	社会福祉法人
代表者職・氏名	理事長 伊藤 恒彦

2. 事業所の概要

事業者の所在地及び名称	〒997-0492 鶴岡市下名川字落合1番地 地域包括支援センターあさひ		
電話番号	0235-58-1068	FAX	0235-58-1071
営業日	月曜日～金曜日(ただし、祝祭日 12/29～1/3を除く)		
営業時間	8:30～17:30 (緊急時は営業時間外も電話にて対応いたします)		
指定介護予防支援事業所番号	0600700090		

3. 職員の体制

管理者	1名 (主任介護支援専門員と兼務)
社会福祉士	1名
主任介護支援専門員	1名
保健師に準ずる者	1名

4. 事業の目的と運営の方針

事業目的	介護保険法に基づく介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します
運営の方針	利用者の意欲・能力を引き出し、自立した生活を支援します

5. 通常の事業の実施地域

実施地域	鶴岡市朝日地域
------	---------

6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの具体的内容

項目	内容
介護予防サービス計画の作成	利用者や家族とともに介護予防サービス計画を作成し、これに基づいてサービス提供が確保されるよう利用者や家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行います
情報提供	サービス事業者や介護保険以外のサービス等の情報をお知らせします
連絡調整	サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行います

7. 利用料

利用料金は下記のとおりです。介護保険給付または介護予防・日常生活支援総合事業より全額事業者に給付されるため、原則として利用者負担はありませんが、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、下記利用料を一旦全額お支払いいただく場合があります。

種類	月額料金
介護予防支援	4,420円
原則的な介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)	4,420円
簡略化した介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)	2,130円
初回のみ介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)	4,420円
初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円

業務の委託

利用者の希望等により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。委託した後に委託先を変更すること、または委託を終了し当事業所が直接業務を行うことも可能です。

8. 緊急時の対応

介護予防給付によるサービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの提供中に、利用者の容態が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡する等、必要な措置を行います。

9. 個人情報の取り扱い

正当な理由がない限り、介護予防給付によるサービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供にあたって知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしません。また、当事業所の従業員が退職した後も、在職中に知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

なお、サービス担当者会議等における個人情報の取扱いについては、契約者及び家族の同意を得た上で用いることとします。

10. 苦情申立先

地域包括支援センターあさひ 管理者 菅原 紀枝

利用時間 8:30～17:30

ご利用方法 面談又は電話

電話番号 0235-58-1068

11. テレビ電話等装置を活用したモニタリングの実施

テレビ電話等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット・デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業所等の同意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2か月1回は利用者の居宅を訪問して相談を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーと日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境については、画面越しでは確認が難しいことからサービス事業所の担当者から情報を受けます。

12. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待等防止等のため、以下の通りの措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待に関する責任者の選定及び設置
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

13. 感染症の予防及び蔓延防止について

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する委員会においてその対策を協議し、対策指針等を整備します。また、研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努めます。

14. 業務計画継続(BCP)の策定等

感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して介護予防支援事業を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

15. ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業所職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないものとします。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとします。

介護予防支援の提供開始にあたり、本書面に基づき、重要事項説明を行いました。

【説明者】

地域包括支援センターあさひ

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面により、下記説明者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
(ご本人)

氏名 _____ 印 _____

署名代行人 住所 _____
(ご家族等)

氏名 _____ 印 (続柄 _____)